

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子市文化活動館（以下「文化活動館」という。）
(2) 所在地	米子市東福原八丁目24番31号
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 地上1階建て
(4) 敷地面積	7,693平方メートル
(5) 建築面積	999平方メートル
(6) 開館日	令和2年4月1日
(7) 主な設備	音楽室（大・小）・集会室・軽運動室・料理講習室・和室・講習室・ 図書室・駐車場約20台
(8) 施設の設置 目的（総合計画と の関連性等）	<p>文化活動館は、本市における様々な文化活動を促進するとともに、ふるさとに対する意識の高揚及び観光の振興に寄与する活動を支援することにより、本市の活性化に資するため設置する。</p> <p>市の総合計画では、まちづくりの基本方向のひとつとして「市民文化の振興」を掲げ、市民が多種多様な文化に接し、自ら創造し発表するための文化活動に積極的に参加することができるよう支援するとともに、市民との連携をさらに強化しながら、芸術文化活動の普及と情報発信に取り組むこととしている。</p> <p>このため文化活動館では、芸術文化活動の普及、芸術文化に関する情報提供の推進といった計画目標の達成に向けて、事業の実施及び施設の運営を行う。</p>
(9) 施設の現状	本施設は、米子市勤労青少年ホームの在り方を見直し、これを廃止するとともに、新たに令和2年度から、米子市文化活動館として設置することとしたものである。
(10) 米子市勤労 青少年ホームの 運営状況（平成3 0年度）の概要 （参考）	ア 使用許可件数 3,117件 イ 利用者数 18,247人 ウ 使用料収入額 1,017千円 エ 主な自主事業及びその収入額 勤労青少年のための各種教養講座（無料） オ 管理運営費（支出額の合計） 12,969千円 ※別添の「平成30年度米子市勤労青少年ホーム運営状況」参照

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 文化活動館の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(ア) 施設等の保守点検、補修及び清掃

(イ) 施設等の警備

- (ウ) 冷暖房装置の操作
- (エ) 敷地内の除草等の環境整備
- (オ) 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、インターネット利用料、下水道使用料、燃料費等）の支払
- イ 文化活動館の施設等の利用に関すること。
 - (ア) 使用の許可（以下「使用許可」という。）に係る申請書の受付及び許可書の交付
 - (イ) 各種届出書の受付
 - (ウ) 使用料の徴収、減額、免除及び還付
 - (エ) 利用者の応接
- ウ 文化活動館の利用の促進に関すること。
 - 広報活動の実施
- エ 文化活動館の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。
 - (ア) 文化活動の促進に関する事業の企画及び実施
 - (イ) その他自主事業の企画及び実施
- オ その他管理業務のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 管理業務の処理に必要な体制の整備
 - (イ) 情報の公開及び個人情報（米子市個人情報保護条例第2条第3号に規定する個人情報という。以下同じ。）の保護に関する措置
 - (ウ) 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
 - (エ) 事業報告書の作成及び提出
 - (オ) 経営状況を説明する書類の作成及び提出
 - (カ) 文化活動館の施設等のモニタリングに関する市の指示に基づく確認並びに資料等の作成及び提出
 - (キ) 市が指示する書類、資料等の作成及び提出並びに米子市文化活動館運営委員会への出席
 - (ク) その他管理業務に係る庶務、経理等の事務

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として館長1人を、これを補佐する者として副館長1人を置く。

(4) 市が直接行う業務

- ア 文化活動館の目的外使用の許可その他の市長に専属する権限に基づく事務に関すること。
- イ 米子市文化活動館運営委員会の開催に関すること。

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

(6) その他の条件

- ア 指定管理者は、管理業務を開始する日までに、市及び旭ビル管理株式会社から事務引継ぎを受けなければならない。
- イ 指定管理者は、管理業務の処理に当たり、文化活動館の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めなければならない。
- ウ 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、文化活動館の施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。